

EBPMの現在地と今後の展望

CONTENTS

政策分析インタビュー

EBPMの現在地と今後の展望

～社会保障分野におけるEBPM活用の可能性～

古井 祐司

東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授
自治医科大学 客員教授

トピック

「経済・財政新生計画」に基づくEBPMの強化・改革工程の具体化

藤原 裕美子 石田 将康 尾藤 皓太郎

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

「Japan Dashboard (経済・財政・人口と暮らし)」によるEBPMの推進

岩川 喜輝 木村 拓真

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

Well-beingの多面的把握

～「満足度・生活の質に関する調査2025」の結果より～

上野 由加里

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付 参事官補佐

檀上 賢

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

EBPMを活用した高等教育政策の実施・検証

深見 陸 森 仁志

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(社会システム担当)付

経済財政政策部局の動き

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しについて

森本 果奈 岡 舜也

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(企画担当)付

PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況と今後の課題

大久保 愛理

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
民間資金等活用事業推進室

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての経済財政諮問会議(16)

前川 守

レオス・キャピタルワークス顧問(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

応用一般均衡モデルによる国際間の排出量取引の分析

鈴木 晋

内閣府経済社会総合研究所 上席主任研究官

野澤 郁代

内閣府経済社会総合研究所 主任研究官

汚染調整済経済成長率の新たな試算

吉本 尚史

内閣府経済社会総合研究所 研究官

政策分析インタビュー

EBPMの現在地と今後の展望

～社会保障分野におけるEBPM活用の可能性～

東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
自治医科大学客員教授

古井 祐司

経済・財政一体改革推進委員会では、「経済・財政新生計画」において、限られたリソースから高い政策効果を生み出すため、EBPMの強化を図っています。こうした中、重要施策に係るロジックモデルの構築や分析・検証の方法等を盛り込んだEBPMアクションプランを策定する等の取組を進めてきました。今後は、同プランを基に、EBPMの実践と政策への反映が期待される段階に入ります。

今回は、社会保障分野でのEBPMの実践と普及に取組み、一体改革委社会保障ワーキンググループに御参画いただいている古井祐司東京大学未来ビジョン研究センター特任教授に、EBPMの現状と今後の展望についてお話を伺いました。

●EBPMを取り巻く状況について

——骨太方針においても、「政府全体のEBPMの取組を強化する」ことが明記され、政策立案におけるEBPMに対する期待は大きくなってきていますが、意識の高まりや浸透についてどのように考えられますか。

(古井氏) これまで自治体や保険者の多くは、何となく現行の施策を運営してきた面があったかと思いますが、しかし、EBPMアクションプランによりロジックモデルと評価指標が示されたことで、施策の目的と効果の測定方法が明確になりました。

これにより、国・都道府県が市町村や保険者へ説明・助言を行う際にも、具体的な根拠に基づいて方針を示しやすくなっています。実際、説明資料の中でもアクションプランの内容が積極的に活用され、現場では自信を持って政策の方向性を語れるようになっていきます。

こうした取組を通じて、「EBPMは国として重要な政策手法である」という認識は自治体や保険者に確実に浸透してきたと感じます。一方で、KPIを自治体間で比較し、効果の高い施策を抽出・共有して地域格

差を是正し、全国のレベルを引き上げていくというEBPMの本質まで理解している担当者は、まだ多くはないと思います。現時点では、まずEBPMの枠組みを理解しながら施策を実行し、その過程を通じて本質が徐々に広がっていくことを期待しています。

また、東京大学が毎年3月に開催している「データヘルス・シンポジウム」では、内閣府から全国の自治体・保険者に政策動向が説明されています。データヘルス計画における共通の評価指標（KPI）の設定率も、健保・国保ともにほぼ100%に達しました。これはEBPMが政策運営の中に確実に組み込まれ始めたことを示す、重要な一歩だと考えています。

さらに、若い世代への理解促進も進めています。骨太方針2025で示された「国民の理解促進」の方向性を受け、本年度から高校生・大学生を対象とした「骨太方針 Student Session」を本学が主催し、内閣府に後援いただく形で開始しました。今年度は社会保障をテーマとし、内閣府と厚生労働省からの講義の後、学生たちが議論を深め、社会に向けて多様な提言を行いました。日本の社会保障制度の現在地や国民皆保険制度の意義に対する理解が深まり、若い世代ならではの率直で独創的な視点が示されたことは大きな成果です。特に、骨太方針が一年かけて丁寧な議論され、幅広い分野を扱うことに学生たちは驚いていました。

最近感じるのは、SDGsを義務教育で学んだ世代が増えてきたことで、学生の意識に目覚ましい変化が生まれていることです。以前は社会課題の解決やデータ活用に関心を示す学生は一部に限られていましたが、現在では多くの学生が自然に「社会課題」という言葉を使い、「社会と自分をどうつなぐか」という視点で語るようになりました。こうした若い世代の意識の変容と高まりは、将来の政策形成やEBPMの発展に向けて非常に心強い動きだと捉えています。

●経済・財政一体改革推進委員会におけるEBPMの取組について

——経済・財政一体改革推進委員会では、昨年度EBPMアクションプラン2024を策定し、今回は分析・検証を見据えた改訂や議論が行われましたが、一体改革委における成果と今後への期待を教えてください。

(古井氏) これまでの政策立案では、社会課題に対してどの政策が最も適合するのかという科学的根拠が十分でなく、既存政策の「焼き直し」になりがちでした。結果として、施策は「作って終わり」になり、社会課題の多様化に十分対応できないという課題があり

ました。

こうした状況に対し、一体改革委がEBPMアクションプランを策定したことで、“どの条件下で、どのような手法が効果的か”を検証し、改善する仕組みを政策運営に組み込むことができた点は大きな成果です。

EBPMが導入されると、データを通して社会課題の構造と施策との因果関係がより明確になります。例えば介護分野において、職員の残業時間や離職率といった働き方指標が悪化している自治体ほど、ICT・介護ロボットの導入率やケアプランデータ連携システムの活用度が低いという傾向が見られるとします。その場合、単に報酬水準だけではなく、デジタル環境の未整備や業務負担軽減の遅れが職員の負担増につながっている可能性を示唆することができます。

こうした構造が把握できれば、介護報酬や人員配置の見直しを個別に行うのではなく、ICT・介護ロボットの導入環境の整備や、デジタル教育支援、生産性向上推進体制加算の取得促進等を組み合わせることで、残業時間の減少や離職率の低下につながる制度設計が可能です。これらはアクションプランに位置づけられた中間・最終アウトカム指標によって定量的に検証できます。

今回は分析・検証の一年目ではありましたが、従来の「予定通り実施したか」を確認するだけでなく、政策と目標の距離を可視化できたことが大きな進展でした。この可視化により、目標との差が大きい領域や、複数分野を横断しなければ解決できない課題が明らかになってきています。

例えば少子化対策では、最終的には合計特殊出生率や希望との乖離縮小等を見据えています。一直線に進むことはできません。保育・学童の受け皿、住宅費、通勤時間、長時間労働、男性育休等、政策分野をまたぐ中間アウトカムを複数組み合わせる必要があります。地域によってボトルネックが異なる以上、「保育所を一律に増やす」といった画一的な発想では限界があります。そのため、保育・学童の量と質の向上に加え、住宅支援、交通利便性、柔軟な働き方の拡大を組み合わせ、ロジックモデルとKPIで毎年点検・修正することが、最終アウトカムに近づく現実的なアプローチになります。

一方で、政策分野・省庁間で比較手法が統一されていないこと、分野横断のデータ連携が不十分であること、EBPMを運用する人材にばらつきがあること等、改善すべき点はまだ多くあります。中でも最大の課題は「現場への実装」です。データ整備や分析、選択肢

の提示はAIや外部専門家でも可能になる時代ですが、どの施策をどのように実装するかは現場でしか判断できません。いわば「政策のラストワンマイル」は現場の人材が担うしかありません。

そのためには、例えば異動期間を1~2年ではなく3年程度に延ばすことで、現場で一定の知見を蓄積できるようにすることが有効です。市町村ごとに専門人材を配置することが難しい場合でも、都道府県で育成し市町村を支援する体制をつくることで、自治体が動きやすくなります。データ分析で得られた知見を現場につなぐコーディネーター的役割を担う行政官の存在はますます重要になると考えています。

分野横断のデータ連携についても、現状では十分機能しているとは言えません。本来、データやDXの技術は医療、防災、エネルギー、地域づくり等多様な領域で連動するはずですが、省庁・部局ごとにデータ形式や収集単位、更新方法が異なるため、政策を横断して見る際に壁となっています。同じ住民を対象にした政策でも、全体像を一つの地図として捉えることが難しい状況です。

社会保障分野の内部でも、例えば厚生労働省の健康・生活衛生局と保険局ではアプローチは同じではありません。健康日本21のような健康づくり施策は着実に広がっていますが、保険局が持つレセプト・健診データを活用したマネジメントと十分に連動しているとは言えず、真の成果につなげるための一体的な取組みは不十分であり、もったいない状況です。

こうした分野間の分断は、地域計画でも課題をもたらします。例えば電力需給の議論で一律の削減が求められることがありますが、高齢化が進み熱中症リスクの高い地域では、かえって健康被害につながる恐れがあります。介護医療データによる要介護者の分布や在宅医療機器の利用状況を、エネルギーやインフラのデータと組み合わせる判断することが重要です。一つの分野だけを見ていては、地域の実情に合った政策判断は難しいのです。

このような俯瞰的視点は内閣府でこそ担える役割であり、経済・財政一体改革推進委員会のような場で分野を横断して議論し続ける意義は大きいと考えています。継続的な議論を通じて、政策分野に共通する構造的課題を共有し、改善につなげる土壌が整います。

●社会保障分野におけるEBPMの実践と今後の可能性

——社会保障分野は、皆保険制度下のデータヘルス計画策定やNDBの構築等、EBPMに取り組む環境整備が最も進んでいる分野の一つだと思います。現在の取組や実践例、今後の課題について教えてください。

(古井氏) データヘルス計画は「データを起点に課題を特定し、実施した事業効果を評価し、改善につなげる」という枠組みを制度化したもので、行政領域ではEBPMが本格的に組み込まれた代表的な政策です。生産年齢人口の減少が進む中で、国民皆保険制度を持続可能にするには、予防・健康づくりを通じて国民のQOLを高め、医療資源の最適配分を図ることが不可欠です。

これまで疾病予防に関しては、寿命延伸が本当に国民のWell-being向上につながるのか、医療費適正化に寄与するのかといった本質的な論点が曖昧なまま政策が進められてきました。医療費適正化対策としても、病床削減や公定価格の調整等限られた手法に頼らざるを得ませんでした。今後のEBPMでは、データを起点に既存施策のどこに構造的課題があるのかを可視化し、どのような施策が課題解決につながるのかを検証することが求められています。

EBPMアクションプランに設定されたKPIは、全国の保険者（1,300健保組合、1,700市町村等）が策定したデータヘルス計画に「共通の評価指標」として導入されました。これにより、各保険者はNDB・KDBを活用して保健事業の実績を他組合・自治体と比較評価ができ、効果を上げる要因を同定し、改善につながりやすくなっています。

例えば、健診受診率向上のための知見を抽出した事例があります。予防施策の起点となる特定健康診査では、住民に対して受診意向調査を行っている自治体で受診率が高いことが分かりました。これは事前に受診予測をして必要な勧奨につなげることや、健診を受けることを当たり前の文化にする意図があるようです。また、「実施期間を長くする方が受診しやすい」という直感とは逆に、期間を短く設定した自治体の方が受診率が高いという結果が得られました。期間が限定されることで住民の行動が促される、あるいは短期間に周知・勧奨を集中できるためと考えられます。

KPIの導入は、現場で曖昧になりがちだった効果の可視化を可能にし、政策の質向上に寄与します。昨年、東京大学が実施した「都道府県向けリーダーシップ・プログラム」では、5県（約100自治体）の同意を得

て過去5年間の推移を分析しました。その結果、保健事業が進んだ自治体ほど住民の予防行動が促進され、これまで未受診だった人が適切に受診することで外来医療費は増えますが、入院医療費が減少し、最終的には総医療費が小さくなるという傾向が示されました。

予防が直接的に医療費を削減する訳ではありませんが、今回の分析は、必要な疾病管理（外来）を適切に増やし、重症化を防ぐことで医療費の構造自体が変わり得ることを示した点で意義があります。

日本は国民皆保険制度のもと、政策を全国的に実施するための人材とデータを備えており、EBPMを本格運用できる環境がここまで整った国は国際的に見ても極めて稀です。来年度以降、政策効果の検証がさらに進むことが期待されており、その成果は国内外にとって「宝の山」となるはずですが。

実際、糖尿病患者が多いアジア諸国では、日本のデータヘルス政策への関心が高く、来年度から日本の手法を導入したいという国もあります。日本発のEBPM手法から得られた知見が「Science Diplomacy」として活用され、国際的な政策共創の基盤になる可能性があります。

また、日本の市場規模は1億人程度ですが、アジア諸国と協創すれば数億人規模のデータヘルス・プラットフォームに拡大します。これにより政策運営コストが効率化するだけでなく、多様な健康課題を実証するフィールドとしての価値が高まり、製薬企業等の国際的な投資が呼び込みやすくなります。実証研究や新たなソリューション開発が加速し、政策としての持続性も高まると考えられます。

ただ、EBPMの枠組みは同じでも、実装方法は国ごとに工夫が必要です。あるアジアの国では、国民皆保険制度が定着する過程で国民の受診行動が急増し、医療費が急激に増加しています。日本が協力してレセプトデータを分析すると、人工透析導入後2年以内に多くの患者が亡くなっていることが分かりました。体系的な予防システムがなく、重症化してから受診するためと推察されます。このような状況であれば、日本のように集団に広く網をかけるやり方ではなく、まずは高リスク層への集中的な勧奨から始め、効果を確認しつつ徐々に対象を広げるアプローチが必要です。

これは国内でも同様で、成功事例の単純な横展開ではうまくいきません。現在約300自治体に「保健事業カルテ」（事業のやり方と実績値を突合し効果的な知見を抽出する様式）を活用いただいておりますが、人口規模、疾病構造、医師会との連携等、地域特性に応じ

た対処法にはさまざまなパターンがあります。今後は、条件が類似した自治体に対して、効果が検証された政策要素を組み合わせるアプローチが有効だと考えています。

さらに、EBPMの推進は行政だけでなく民間事業者にも波及効果があります。これまで民間事業者は各自治体から異なる仕様で保健事業やデータ分析を受託しており、評価手法もバラバラで、効果検証を十分に行えない状況でした。今後、EBPMを導入し共通の指標で横断的に評価できるようになれば、事業成果を同一指標で測定でき、民間側はサービスの基盤となる「メインフレーム」を共通化しやすくなります。これにより民間の知見を集約しやすくなり、新たなソリューション開発や実装にもつながるでしょう。

これまで行政や保険者が意図的に複雑な仕様を求めていたわけではなく、「やり方が分からなかった」ために独自方式が乱立していたというのが実情です。共通のEBPMという共通のフレームワークが整うことで、民間事業者も質向上により注力できるようになりますし、いわゆるグローバルニッチ分野でも、尖った商品やサービスが生まれやすくなる環境が整っていくと思います。



●EBPMへの期待と可能性

——経済・財政一体改革に資する質の高いEBPMを行っていく上では、現場における施策の実装につなげることも重要と考えます。今後、どのような取組を行うことが必要だと考えますか。

(古井氏) データヘルス政策にEBPMを実装しやすかった理由の一つは、政策の標準化が始まっていたことです。どの市町村でも、健康保険組合でも、施策の構造やプロセスが同じ枠組みで進められていたことが、実装を後押ししました。

標準化によって業務が効率化されると、現場に考える余裕が生まれます。そのためには、ツールの存在も重要です。例えば「データヘルス計画標準化ツール[®]」

(市町村向け) や「データヘルス・ポータルサイト」(健康保険組合向け)、「保健事業カルテ」等を活用することで、作業プロセスが明確化され、すべてをゼロから検討しなくてもよくなりました。こうした基盤整備が、EBPMを実行しやすい環境を作っています。

一方で、厚生労働省の補助金や加算減算制度等のインセンティブが、EBPMの取組みと十分に連動しているとは言えません。データに基づき改善を促す方向に制度的インセンティブを再設計する必要があります。

また、業務効率化で生まれる余裕を人材育成に振り向けることも極めて重要です。政策を実装するには現場の人手と知恵が不可欠であり、施策の受容性を高めるには、地域の特性を知り、日頃から庁内や地域の関係機関とコミュニケーションをとっておくことが必要です。

自治体や保険者での人材育成は基本的にOJTですが、政策分野を横断する目利きやコーディネート機能が加わると、育成効果は高まります。骨太方針2020後に厚生労働省が始めた「都道府県ヘルスアップ支援事業」では、データヘルス計画の標準化やそのための人材育成を進める要素を組み込みました。これを受け、東京大学では専門知見と教育機会の提供を核とする「都道府県向けリーダーシップ・プログラム」を開始し、これまでに13都道府県が参加しています。2年程度取り組むと、施策を安定して運営し、次の担当者に引き継ぐ人材が育成されます。

政策と現場の双方を理解する人材は欠かせませんが、市町村単独で育成することは難しい場合があります。その際は、都道府県に専門的な人材を配置することで、市町村への助言や支援が可能になります。都道府県として実務研修やOJTを組み合わせ、人材育成を図ります。

2018年の制度改革で共同保険者となった都道府県には、広域的役割を担う流れができています。「都道府県向けリーダーシップ・プログラム」では、都道府県が方針を示し、市町村を支援することで地域格差の是正を目指しています。47都道府県で人材育成が進めば、市町村支援を通じて全国的な底上げが期待できます。実際、参加県では施策の標準化が進み、進捗管理と知見共有がしやすくなった結果、市町村間格差が縮小し、県全体のレベルアップにつながっています。なお、人材を活用するやり方は都道府県によって異なります。県で育成した人材が直接市町村を支援する県もあれば、二次医療圏単位で保健所や国保連合会等による市町村支援を促し、県は後方支援を担うという手

法をとる県もあります。いずれにしても、その県のこれまでの歴史や地域資源との関係に応じて、地域全体に広げていく形が実現しています。

——データの分析に関して、行政内部で因果推論等の高度な分析ができる職員を育成すべきか、それとも、研究者と行政が継続的に連携しながら分析を進めるべきか、どちらが現実的でしょうか。

(古井氏) データの集計・分析そのものを必ずしも行政が担う必要はありません。国保分野では国民健康保険団体連合会がKDBの運用と集計・分析を実施し、健保分野では社会保険診療報酬支払基金が担ってきました。詳細な分析や各保険者の個別分析の多くは、これまで民間に委託してきました。しかし、分析手法やアウトプットがまちまちで、施策に活かしにくいという課題がありました。

ところが、データヘルス計画の標準化が進んだことで、計画様式や評価指標が統一され、国保連や支払基金はデータヘルス計画のPDCAサイクルに沿って、健康課題の抽出、事業の効果測定に必要なデータ分析を行えばよい形になりました。分析の“型”ができたことで、分析プロセス自体の標準化も可能です。私たち大学も、自らが分析するのではなく、公的機関及び民間事業者の機能を育てる方向に舵を切っています。

一方で、外部機関が担うことは難しく、自治体や保険者にどうしても必要な機能として残るのは、分析結果を現場に適用する部分です。専門的には、例えば高医療費に対して、その構造やどの要素が影響しているかといったところまでは分析によって判明します。しかし、地域の特性を鑑みて、複数の要素のうち、どれに対してどのように介入することができそうか、現場で受容性が高いかといった事情は、現場の方でなければ分かりません。地域文化や生活様式、職場環境等と結びついているケースが多く、これには現場の判断が不可欠です。

ただし、こうした背景にも一定のパターンがあります。血圧が上昇する背景として数パターンが整理できますし、それぞれに対応する介入策も準備できます。その候補を提示し、どれを選ぶかは現場が判断する。こうした協働モデルが現実的です。

人材育成は基本的にOJTの要素が大きく、業務の知識・経験に加えて、関係機関とのコミュニケーションを含めると、1年だけでの習得はなかなか難しく、3年程度は同じ担当として関わってもらいたいと考えています。市町村の担当者に対しては、その期間で都道府県や専門家が後方から支える形で、

「このあたりはこう進めるとよい」と助言をする。専門家としては、47都道府県の支援・評価委員等のような形で設置するのが望ましいと思います。

このように、データの分析自体は、国保連、支払基金や民間事業者等外部機関が担えますが、その結果を実装していく工夫については、現場の担当者が進めていけるよう都道府県や私たち専門家が伴走する形が必要です。データの分析から実装までをすべて行政に任せて完結させることは、現実的ではありません。

——最後に、若手行政官へ一言メッセージをいただければと思います。

(古井氏) これまで現場では、限られた人員で日々の業務を必死にこなさざるを得ず、大きな負担を感じてきたと思います。しかし、EBPMの取組みが進み、例えば市町村の施策によって住民の予防行動が促され、一時的に外来医療費が増えたとしても、結果として入院医療費が減少する、といった効果が可視化されるようになると、「どこに向かって施策を進めればよいのか」が明確になります。これは現場にとって大きなやりがいになるはずです。

そのためにも、EBPMを着実に進め、その効果を現場に確実に還元することが重要です。この積み重ねを数年続けていけば、日本国内にとどまらず、アジア等海外にも貢献できる知見が蓄積されていくでしょう。科学的知見に基づく政策形成を通じて、「Science Diplomacy」の形で国際社会に貢献すること。それが日本の大きな強みになると考えています。



左から 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官補佐 梅田 政徳、同付参事官 小堀 厚司、東京大学未来ビジョン研究センター特任教授 古井 祐司、同付 藤原 裕美子

(本インタビューは、令和8年1月26日（月）に行いました。所属・役職はインタビュー当時のものです。)

トピック

「経済・財政新生計画」に基づくEBPMの強化・改革工程の具体化

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

藤原 裕美子 石田 将康 尾藤 皓太郎

はじめに

少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくために、人口減少が本格化する2030年度までの6年間は経済構造変革のラストチャンスである。こうした認識のもと、骨太方針2024では「経済・財政新生計画」が定められ、経済・財政一体改革を着実に推進することとされている。

同計画の推進にあたっては、限られたリソースから高い政策効果を生み出すこと、進捗や政策効果を確認し、更なる政策の企画・立案に結び付けることが重要である。このため、経済財政諮問会議の専門調査会である「経済・財政一体改革推進委員会」において、社会保障、文教・科学技術、社会資本整備、地方行財政など国民生活の基盤となる重要分野について、「EBPMアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」を活用し、EBPMの強化を図るとともに、毎年改革の進捗管理・点検・評価を行うこととしている。本稿では、2025年末の経済財政諮問会議において決定された、各文書の改訂版のポイントについて紹介する。

計画の推進に向けた改訂のポイント

(1) EBPMアクションプラン2025

「EBPMアクションプラン」は、経済・財政に大きな影響をもたらす、多年度にわたる重要政策・計画を対象として、エビデンスに基づく政策立案を推進するため、ロジックモデル、検証事項とその方法、体制、ロードマップ、政策見直しへの活用方法を明確化するものである。KGI・KPIの進捗を確認するだけでなく、施策を実施した効果であるのかという因果関係を分析・検証する、点検・評価の更なる向上に向けた新たな取組である。

「EBPMアクションプラン2025」では、人口減少も踏まえ、今後中長期的に取り組むべき重要な改革項目(2040年以降を見据えた介護サービス提供体制の構築、

高等教育の機能強化)について、新たにロジックモデルを構築し、検証事項やその方法・体制等を明確化するとともに、「EBPMアクションプラン2024」に盛り込まれた10の重要政策・計画の分析手法の具体化を行った。今後は、本プランに基づく分析・検証に着手し政策効果の分析・検証を本格化させるほか、活用データ(比較対象となる群のデータも含む)の整備や、必要に応じたKGI・KPI等の見直しなどを引き続き進める。

(2) 改革実行プログラム2025

「改革実行プログラム」は、各分野の改革項目について、「経済・財政新生計画」の集中取組期間(2025~2027年度)の3年間を中心に、「何を」「いつまでに」「どのように」進めるか、改革のロードマップを具体化し、各府省の改革の着実、計画的な推進を図るものである。

「改革実行プログラム2025」への改訂では、医療・介護保険における金融所得の勘案等の社会保障改革など、骨太方針2025等に盛り込まれた施策を新たに改革項目として加えると同時に、2025年末時点での進捗状況を反映し、ロードマップの見直し等を行った。

(3) 進捗管理・点検・評価表2025(改訂版)

「進捗管理・点検・評価表」は、各分野の施策の進捗状況について、客観的な指標(KGI(最終アウトカム)、KPI第2階層(中間アウトカム)、KPI第1階層(アウトプット))を用いて点検・評価を実施し、PDCAを強化するものである。

「進捗管理・点検・評価表2025(改訂版)」では、検討中とされていた事項について新たな指標を設定するなどの改訂を行った。例えば、国際卓越研究大学制度において、Top10%論文割合を20%程度とする等の政府の目標値を掲げたほか、自治体DXの推進について、住民の行政手続きにかかる時間の削減等の目標値を新たに設定するなど、より実効性の高いアウトカム指標が設定された。

おわりに

経済・財政一体改革の推進にあたっては、その実効性を検証しつつ、スピード感を持って施策を進めていくことが求められている。今回改訂した各文書に基づき、引き続き工程の具体化、KGI・KPIの設定、EBPMの手法の活用等を通じて、改革の進捗管理・点検・評価を実施していく。

藤原 裕美子(ふじわら ゆみこ)

石田 将康(いしだ まさよし)

(東広島市より派遣)

尾藤 皓太郎(びとう こうたろう)

トピック

「Japan Dashboard（経済・財政・人口と暮らし）」によるEBPMの推進

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（総括担当）付

岩川 喜輝 木村 拓真

はじめに

内閣府では、様々な財政指標等について地域差を「見える化」することにより、利用者に財政状況や歳出改革の現状に関する「気付き」を与えるためのツールとして、2016年7月に「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」（以下、「見える化」データベースとする）を開設し、随時データの更新・拡充等を行ってきた。

今回、EBPM（データに基づく政策立案）をさらに推進するため、デジタル庁及び内閣官房デジタル行財政改革会議事務局と協力し、「見える化」データベースをリニューアルする形で、2025年7月に「Japan Dashboard（経済・財政・人口と暮らし）」（以下、「ダッシュボード」とする）を整備した¹。

本稿では、ダッシュボード構築までの経緯と主な機能について紹介するとともに、EBPMの推進という観点から、今後の展望についても述べていく。

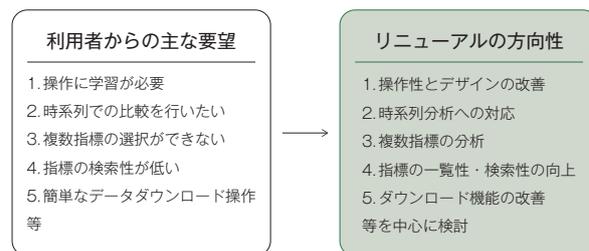
ダッシュボード構築の経緯

2025年4月に開催された、第52回経済・財政一体改革推進委員会では、EBPMの更なる発展に向け、データの更なる利活用、分析手法の向上、府省等間の連携協力を図ることの必要性が議論され、その一環として、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局・デジタル庁と連携し、内閣府の「見える化」データベースと「政策ダッシュボード」の機能の連携に取り組むことが示された。これを踏まえ、府省等間連携の取組の一つとして、ダッシュボードの構築に着手した。

ダッシュボードの構築に当たっては、利用者にとってより使いやすいものへと進化させることを目指し、過去に「見える化」データベースの利用者に向け実施

したアンケート調査で寄せられた意見も参考にしつつ方向性を定めた²。特に、アンケートではUI/UXの改善に関する要望が多く寄せられたため、誰でも迷わず使える操作性の実現を重視している。指標の整理・データ提供は内閣府が担い、デジタル庁がシステム構築を実施するという連携体制の下で構築作業を実施した結果、専門人材を有するデジタル庁の技術力が存分に発揮され、UI/UXが大幅に向上したダッシュボードの実装に至ることができた。主なリニューアルのポイントは図表1に示すとおりである。

図表1 リニューアルの基本方針



主な機能と掲載指標

上述の方針のもとに構築されたダッシュボードの主な機能と掲載指標は以下の通りである。

【主な機能】（図表2参照）

- ・地図表示による地域間の比較：都道府県や市区町村を地図上に可視化し、地域差を直感的に把握できる。
- ・類似自治体間の比較：人口規模や財政状況などを基に、条件が類似した自治体を自動抽出し、容易に比較できる。
- ・指標間の関係分析：2つの指標の関係性を散布図等で確認でき、仮説検証を支援する。
- ・時系列グラフによる比較：複数指標の推移を年次で確認でき、トレンド分析に活用できる。

【掲載指標】

「見える化」データベースの掲載指標を引継ぐ形で、人口、経済、教育、社会保障、暮らし、社会基盤、地方行財政の7つの大分類に関する指標について、都道府県単位で約700指標、市区町村単位で約300指標を掲載した。これらの指標は、政府の公的統計等のデータを引用し、形式を統一して、一元的に整理して掲載している。また、CSVやXLSX形式でのダウンロード機能も備えており、利用者自身が外部ツールで追加分析することも可能である。

1 「Japan Dashboard（経済・財政・人口と暮らし）」：https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/mieruka/jd_top/index.html

2 経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースのリニューアル方針
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/mieruka/jd_top/houshin.pdf

ダッシュボードの狙い

EBPMを推進するためには、データの収集・整理・分析を一体的に行える基盤が不可欠である。本ダッシュボードは、これらのプロセスを総合的に支援し、政策立案の初期段階から活用可能な環境を提供するものである。従来、必要なデータの所在を探索する作業や、データ形式が統一されていないことから、前処理に労力がかかり、分析に到達するまでに相当のコストが発生していた。本ダッシュボードはその作業負担を大幅に軽減し、簡易的な分析機能を併せて提供することで、低コストでの試行錯誤や仮説検証を可能にしている。

ダッシュボードにはもう一つ重要な目的がある。それは、誰もがデータに容易にアクセスし、データに基づく議論を行い、政策の改善へとつなげていくという、EBPMの文化を社会に浸透させることである。政府・自治体の職員に限らず、地域住民など多様なステークホルダーが、共通のデータで状況を把握し、課題認識を共有することは、建設的な議論や政策の改善

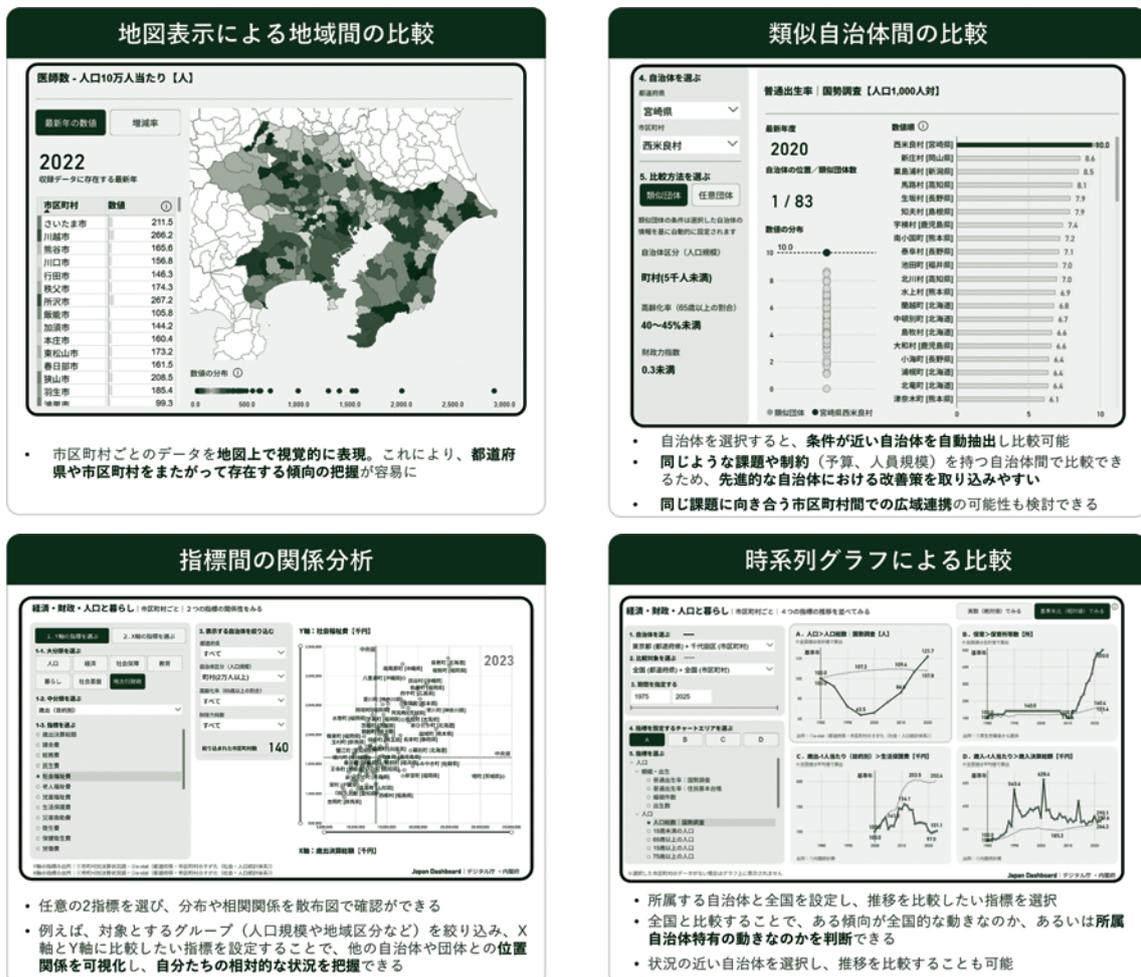
にもつながるものと考えられる。また、本ダッシュボードは教育現場での活用も期待され、高校生や大学生が地域の課題を分析し、探究学習に取り組むことで、地域の将来を担う人材の育成にもつながる。

おわりに

本取組により、リニューアル前と比較してダッシュボードへのアクセス数が増加するなど、一定の効果が確認されつつある。データに基づいて考え、判断する力を養うことは、これからの社会を生き抜く上で極めて重要である。本ダッシュボードは、EBPMの実践を支援するのみならず、その基盤となるデータを主体的に活用できる人材の育成にも資する点で意義があると考えられる。今後もデジタル庁をはじめとする関係省庁と連携して整備を進め、より価値のあるダッシュボードへと発展させていきたい。

岩川 喜輝 (いわかわ よしき)
木村 拓真 (きむら たくま)

図表2 ダッシュボードの主な機能について



トピック

Well-beingの多面的把握

～「満足度・生活の質に関する調査2025」の結果より～

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付
参事官補佐

上野 由加里

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

檀上 賢

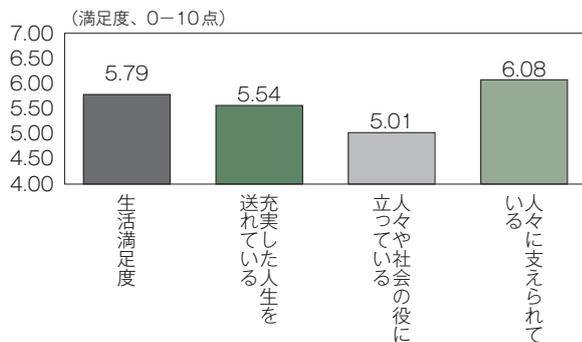
1 はじめに¹

国民生活の実相を明らかにし、Well-beingの状況を多面的に把握するためには、「生活満足度」や「仕事のやりがい」など個人の感じ方をアンケートなどで集計した主観指標と、「労働時間」や「年次有給休暇取得率」など客観的に把握できる指標の双方を活用することが重要である。内閣府は2019年より「満足度・生活の質に関する調査」²を行い、主観指標の一つである生活満足度を調査するとともに、関連する客観指標で構成された「満足度・生活の質を表す指標群(Well-being ダッシュボード)」を公表してきた。本稿では、2025年9月に公表した調査報告書から、第2章で取り上げた人生の充実感(エウダイモニア)に関する指標等の新たに追加した主観指標の調査結果を紹介するとともに、最新のWell-beingダッシュボードの結果について考察する。

2 新たに追加した主観指標の調査結果

OECDの主観的Well-being測定ガイドラインでは、重要な尺度の一つとして、「人生における意義と目的意識、または良好な精神的機能(エウダイモニア)」が挙げられている。また、他者や社会との関わり方は

図1 各指標の平均スコア



Well-beingに影響を及ぼす要素として近年注目されてきている。そこで、今回の調査では、生活満足度に加え、「エウダイモニア」や「主観的な社会との信頼関係」といった主観指標についても試行的に調査を行った。具体的には、「エウダイモニア」に関する設問として「自分は充実した人生を送れていると思う」、「主観的な社会との信頼関係」に関する設問として「自分は周囲の人々や社会の役に立っていると思う」「自分の人生が様々な人々に支えられていると感じる」等を設定し、「全く当てはまらない」を0点、「非常に当てはまる」を10点とした回答を得た。15-89歳の男女約1万人の回答を集計した。

(各指標の特徴、指標間の関係性)

各指標の全サンプル平均スコアを「生活満足度」と比較すると、「充実した人生を送れている」「人々や社会の役に立っている」は、「生活満足度」よりも低い数値、「人々に支えられている」は、「生活満足度」よりも高い数値となった(図1)。「生活満足度」と3つの指標には正の相関がみられ、特に、「充実した人生を送れている」との間に最も高い相関があった($r = 0.79$)。OECD(2013)では、「生活満足度」と「エウダイモニアの幸福(人生の目的)」の相関は0.13程度と低く、それぞれの指標は異なる主観の状況を捉えるものとされるが、河野・西原(2025)、Sethら(2021)などの近年の報告によると、「生活満足度」と「エウダイモニア」の間には高い相関があるとされている。本調査の結果は後者と整合的だった。

(就業形態の違いによる影響)

就業形態と主観的Well-beingの関連については、性別や配偶者の有無によって、水準や関連のあり方に違いがあるとされる(JILPT(2023))。この傾向が本調査でも見られるかを確認するため、生活満足度及び今回追加した主観的Well-being指標の平均スコアを性別・配偶者の有無別・就業形態別に確認した。なお、就業形態の影響を見るため、64歳以下の現役世代を対象とした。

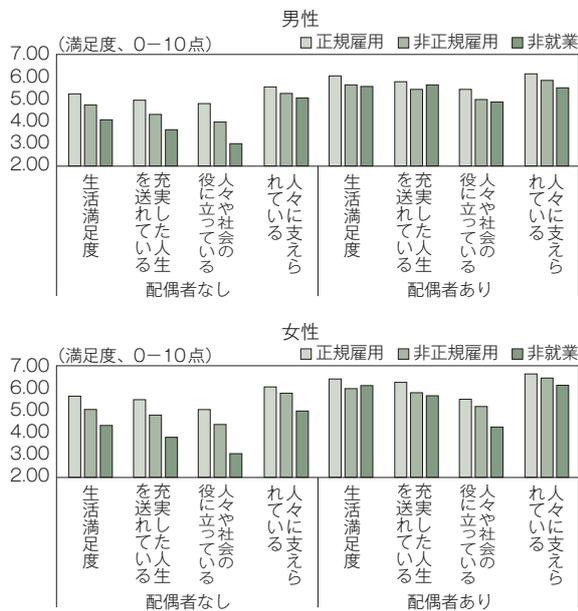
男性については、「配偶者なし」の場合には、「正規雇用」のスコアが最も高く、次いで「非正規雇用」「非就業」の順となった。「配偶者あり」の場合には、正規雇用のスコアが最も高いが、就業形態の違いによるスコア差は、配偶者なしの場合と比べて小さかった。「女性・配偶者なし」の場合には、男性と同様、スコアの高い順に「正規雇用」「非正規雇用」「非就業」となった。「女性・配偶者あり」の場合、「生活満足度」「充実した人生を送れている」「人々に支えられている」の3指標は、就業形態別のスコア差は小さかったが、「人々や社会の役に立っている」の項目で、就業者

1 本稿の執筆に当たり、野村彰宏企画官、木村拓真政策企画専門職から多くの有益なご意見やご示唆をいただいた。深く感謝申し上げます。

2 本調査の個票データは、一定の条件の下で配布を行っており、内閣府ウェブサイトから申請が可能(2026年2月現在)。また、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)にも寄託予定。

(正規雇用、非正規雇用)と比べて、非就業者自身が感じるスコアが低い傾向が見られた(図2)。非就業の場合、仕事を通じた社会とのつながりが少ないことから、他者や社会との関係に関する満足度で就業者とのスコア差が大きくなったと考えられる。

図2 男女別・配偶者有無別の主観指標



3 Well-being ダッシュボード

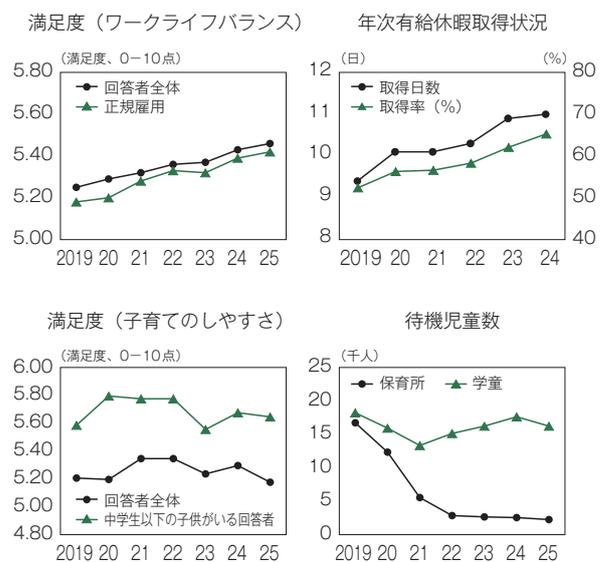
内閣府では、満足度・生活の質に影響を与える個別分野について、生活満足度調査の結果と、各分野と関連の深い客観指標の動きを「Well-being ダッシュボード」として示している。本稿ではその結果のうち「ワークライフバランス」と「子育てのしやすさ」の結果について考察する。

「ワークライフバランス」満足度は、2019年から2025年にかけて、回答者全体でも正規雇用の回答者に限っても上昇傾向にある(図3左上図)。ワークライフバランスに影響を与えられる年次有給休暇の取得状況をみると、2019年以降、取得日数は増加し、取得率も上昇している(図3右上図)。業務の効率化や働き方改革等の推進の結果、生活と仕事の両立を実現する環境が整備され、満足度の上昇につながっている可能性がある。

一方で、「子育てのしやすさ」満足度は、2019年から2025年にかけてほぼ横ばいであり、中学生以下の子供がいる回答者に限っても同様であった(図3左下図)。保育所の待機児童数は、2019年以降大幅に減少しているが、近年では共働き世帯の増加の中で解消さ

れていない保育ニーズもある可能性がある³。例えば、鄭(2025)は「隠れ待機児童」の存在を指摘し、待機児童がゼロになっても、実際には保育のニーズが十分に満たされていないとしている。また、学童保育の待機児童数は、2019年以降おおむね横ばいとなっている(図3右下図)。今後、こうしたニーズに対応した質の高い保育の確保・充実が期待される。

図3 個別分野の満足度と関連客観指標⁴



4. 参考文献

Seth Margolis, Eric Schwitzgebel, Daniel J. Ozer, and Sonja Lyubomirsky, "Empirical Relationships Among Five Types of Well-Being," in *Measuring Well-Being*, ed. Matthew T. Lee, Laura D. Kubzansky, and Tyler J. VanderWeele, Oxford University Press, April 2021, pp. 377-403.

OECD. "OECD Guidelines on Measuring Subjective Well-being. Paris," OECD Publishing, March 2013

河野陽介, 西原照雅「主観的well-beingの多面的評価と規定要因の解明－主観的wellbeingの政策活用に向けて－」, ESRI Research Note No.90, 2025年5月

鄭美沙. 「『待機児童ゼロ』でも残る保育の課題～隠れ待機児童が招く就労意欲の低下～」, 第一生命経済研究所, 2025年6月

独立行政法人労働政策研究・研修機構. 「JILPT個人パネル調査『仕事と生活、健康に関する調査』第1回」, 2023年12月

上野 由加里 (うへの ゆかり)

檀上 賢 (だんじょう けん) (福山市より派遣)

3 なお、仮に現状のように保育所整備が進んでいなければ、子育てのしやすさ満足度は大きく低下していた可能性もある点に留意されたい。

4 左上図、左下図は内閣府「満足度・生活の質に関する調査」より作成。右上図は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。右下図はこども家庭庁「保育所等関連状況とりまとめ」「令和7年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」より作成。保育所待機児童数は各年4月1日時点。学童待機児童数は、放課後児童クラブの対象児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1~6年生)で、利用申し込みをしたが利用できなかった児童の数。各年5月1日時点(2020年のみ7月1日時点)。

トピック

EBPMを活用した高等教育政策の実施・検証

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(社会システム担当)付

深見 陸 森 仁志

はじめに

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)において、政府全体のEBPMの取組を本格化し、「EBPMアクションプラン2024」の見直し・強化を行うことが示された。あわせて、「令和8年度予算の全体像」において、「急激な少子化の進行等を見据えた連携・再編・統合による高等教育の機能強化や規模の適正化を同プランの対象に加える」こととされた。本稿では、「EBPMアクションプラン2025」(2025年12月25日経済財政諮問会議決定)において、新たに対象として追加された「高等教育の機能強化」について紹介する。

我が国の高等教育の現状

我が国の高等教育は、少子化の進行、デジタル化やAIの進展、緊張化する国際情勢といった社会環境の変化に伴い、大きな転換期を迎えている。こうした状況を踏まえ、中央教育審議会(2025年2月21日開催)で取りまとめられた答申では、高等教育が目指す姿を「知の総和」の向上と位置付けている。そのために、教育研究の質を上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を確保し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等を図ることが必要であり、これら「質」「規模」「アクセス」を高等教育政策の目的として設定している。加えて、公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担により、我が国の高等教育の持続可能な発展に資するような仕組みの構築が必要であるとしている。これらに向け、制度改革や財政支援について、答申に記載した具体的方策の実行に速やかに着手することを求めている。

具体的方策の例としては、厳格な成績評価や卒業認定の実施等による出口の質保証や、厳格な設置認可審査、再編・統合等を行う大学等への支援、地域構想推進プラットフォーム(仮称)の構築等を挙げている。

EBPMアクションプランの活用

EBPMは客観的なデータや科学的根拠に基づいて政策を設計・実施・評価する考え方である。今回、高等教育施策を効果的に実施・検証するため、「EBPMアクションプラン2025」に「高等教育の機能強化」が項目として追加された。得られた取組成果や定量的に把握された政策効果については、翌年度以降の骨太方針に反映される。

具体的には、政策目標として「少子化の進行や地域の実情、産業構造の変化等を踏まえた高等教育の機能強化」を掲げ、最終アウトカム指標(高等教育全体の規模の適正化、日本の産業を支える理工・デジタル分野の人材育成、高等教育の質の向上等)や中間アウトカム指標(統合・縮小・撤退を行った大学数や収容定員充足率8割を超える大学の割合、理工・デジタル分野の学部の入学定員の増数等)を設定し、ロジックモデルを構築した。

今後、関係省庁等とも連携し、今回設定したロジックモデルや指標を活用しながら、政策効果に関する分析および検証を本格的に進める必要がある。また、必要に応じてアウトカム指標等の見直し等も行い、政策立案の質の向上を図っていくことが求められる。

表1 設定した主な指標

政策目標	少子化の進行や地域の実情、産業構造の変化等を踏まえた高等教育の強化
主な最終アウトカム(KGI)	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育全体の規模の適正化(収容定員に占める在学者数割合) 日本の産業を支える理工・デジタル分野の人材育成(理工・デジタル分野の学生数の割合) 高等教育の質の向上(学生の必要な学習時間の確保) ※客観的な指標の設定を2026年度までに検討
主な中間アウトカム(KPI)・関連施策等	<ul style="list-style-type: none"> 統合・縮小・撤退を行った大学数 収容定員充足率8割を超える大学の割合 理工・デジタル分野の学部の入学定員の増数 シラバスにおいて、準備学修に必要な学修時間の目安を記載している大学の割合

おわりに

我が国の高等教育を取り巻く環境は、急速な少子化の進行やAIの進展など、大きな社会変化の影響を受けており、高等教育機関の在り方を見直す時期に直面している。今回の「EBPMアクションプラン」を通じて、データや科学的根拠に基づく政策の立案・評価の仕組みが強化され、限られた財源の中で政策効果の最大化が図られることで、高等教育政策が我が国全体の発展に寄与することが期待される。

深見 陸 (ふかみりく)

森 仁志 (もりまさし)

(福井県より派遣)

経済財政政策部局の動き

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しについて

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(企画担当)付

森本 果奈
岡 舜也

はじめに

足元で物価上昇が継続する中、公的制度の中にはデフレ時代のまま据え置かれてきた基準額や閾値があることが、2025年初めの国会や与党の議論で明らかになった。

以降、経済財政諮問会議や与党で活発に議論が行われ、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)、また「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、政府自らが経済の好循環の実現に向けて率先して取り組んでいくことが重要なメッセージの一つになっており、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進め、同時に、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行うことが記された。

本稿では、上記の取組を進めるため、公的制度に係る基準額や閾値に関して、省庁横断的かつ網羅的に行った点検・見直しについて紹介する。

点検・見直しの概要と結果

令和7年6月、前述の取組を円滑に実施するため、「予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議」が設置され、予算と税制において、基準額や閾値の点検・見直しが要請された。

予算に関しては、多くが基準額を有すると考えられる補助事業のうち、法律・政令等に規定され事業の継続性が高い法律補助事業と、10年以上継続的に実施している予算補助事業が点検対象とされた。税制に関しては、国税・地方税の税制全般から租税特別措置及び地方税法に定める税負担軽減措置が中心に点検された。

点検・見直しの結果、基準額・閾値がある444件の補助事業のうち301件が令和8年度予算において見直された。このうち21件は、過去10年以上基準額・閾値が据え置かれていた。

例えば、自動車事故で亡くなった方の子に給付される交通遺児育成給付金支給事業について、国から交通遺児(満19歳まで)に支払われる給付月額が、補助制度が創設された昭和55年以来据え置かれたままであった。令和8年度予算において、この基準額の見直しが行われ、例えば、0~6歳の子に給付される月額については、32,000円から54,700円(+71%)に引き上げられることとなった。

税制についても、点検の結果、国税21件、地方税18件が税制改正プロセスを経て見直されることとなった。

図表 基準額・閾値の具体的な見直しの例

	見直し前	見直し後	据置年数
予算の見直し事例			
交通遺児育成給付金支給事業(国土交通省)	交通遺児に対する給付月額(例) 0~6歳		
	32,000円	54,700円	45年
更生保護委託費(法務省)	更生保護法人等への委託費(例) 食事付宿泊費(1人1日)		
	2,037円	2,287円	42年
公的賃貸住宅家賃対策補助(国土交通省)	子育て世帯等向けの住宅の家賃減額上限額(月額) ※国は1/2を補助		
	40,000円	50,000円	19年
新規就農者育成総合対策等(農林水産省)	新たに農業経営を開始する者等に対して交付する資金(年額)		
	150万円	165万円	14年
税制の見直し事例			
マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額	(例) 片道65km以上75km未満の場合		
	31,600円	45,700円	12年
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	少額減価償却資産の取得価額		
	30万円	40万円	23年

おわりに

物価上昇に限らず、社会のあらゆる変化に対して、政府が率先して対応を講じることは、大きな意義を有する。

今般の取組では、省庁横断的に点検することによって、少なくはない事業において、基準額・閾値の引き上げが成果として挙げられた。同時に、一度限りの取組とはならないように、改定ルールの設定状況についても点検・見直しを行い、ほぼすべての事業で改定ルールが設定されることとなった。

今後も、この改定ルールに沿って基準額・閾値が物価上昇に合わせて、的確に対応されていくことが期待される。

森本 果奈 (もりもと かな)
〔香川県より派遣〕
岡 舜也 (おか しゅんや)

経済財政政策部局の動き

PPP/PFI 推進アクションプランの進捗状況と今後の課題

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
民間資金等活用事業推進室

大久保 愛理

はじめに

PPP (Public Private Partnership) とは、行政と民間が連携して、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を行う手法全般のことである。中でも特に、民間資金等を活用し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)に基づいて実施するものをPFI (Private Finance Initiative) と呼ぶ。

PFI手法の特徴やメリットとしては、①一括発注(設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの業務を一体的に実施することで、ライフサイクルコストや、整備・維持管理に係る技術的な対応、発注・契約業務等の行政負担の軽減が期待できる。)②性能発注(性能の要求水準を示し、達成方法は民間事業者に委ねることで、民間事業者の自由度が高まり、創意工夫やノウハウを最大限活用することができ、質の高い公共サービスの提供が可能となる。)③長期契約(投資回収期間を確保し、また人員計画の策定がしやすくなり、民間事業者の創意工夫を引き出しやすくなる。また、地方公共団体の単年での発注関連の業務や民間事業者の提案に関する業務が軽減され、本来業務により多くの工数を投じることが可能になる。)④民間事業者による資金調達(財政法のルールや総務省の通知に合致した形での長期の割賦支払による財政支出の平準化が可能になる。)⑤行政財産の貸付に係る緩和措置(用途又は目的を妨げない限度等の一定の要件の下で選定事業者に貸し付けることができる。)等が挙げられる。

PFI法が制定された平成11年以降、PFI事業は着実に増加しており、令和6年度末までに実施された累計の事業件数は1,100件を超えている(図表1)。昨今の厳しい財政状況、人手不足の現状においては公共施

図表1 PFI事業の実施状況(令和7年3月31日現在)



設・インフラの整備、維持、管理を公共だけで行うことは困難になりつつある。質の高い公共サービスを持続的に提供するため、一層の活用が期待される。

PPP/PFI 推進アクションプラン

毎年6月頃に、民間資金等活用事業推進会議において、政府としてPPP/PFIを推進するにあたっての施策や方針をとりまとめた「PPP/PFI推進アクションプラン」の改定を行っている。PPP/PFI推進アクションプランには、令和4年を起点とした10年間の事業規模目標及び重点分野¹における事業件数10年ターゲットが設定されている。事業規模目標(令和4年度から令和13年度:30兆円)については令和5年度(2年目)までの実績は全体では8.4兆円(28%)、重点分野の10年ターゲット(重点14分野:650件)については令和6年度(3年目)までの実績は全体で204件(32%)となっており、着実に進捗している。

令和7年12月には「PPP/PFI投資促進タスクフォース(議長及び共同議長:総理補佐官)」を立ち上げた。これは昨今の物価高の影響やインフラ老朽化が進行する中で、民間投資やビジネス機会の拡大、社会課題の解決等につながるPPP/PFI投資の促進に一層取り組むことが重要であることから、関係省庁が一体となって更なる取組の強化を検討し、アクションプランの改定につなげるためのプラットフォームとして設置されたものである。本タスクフォースの場を活用しながら、関係省庁と連携し、目標の上積みや重点分野の対象拡大等を含め、本年6月頃のアクションプランの改定に向けて検討しているところである。

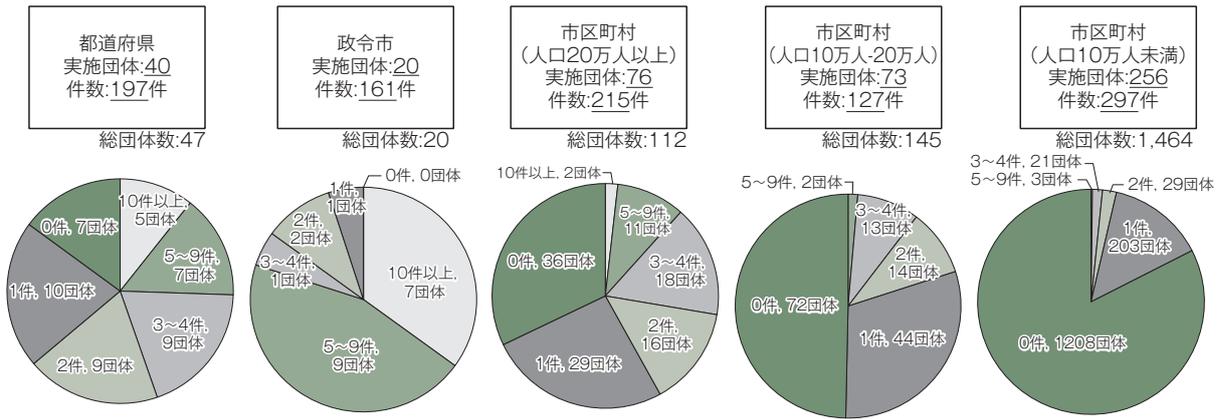
今後の課題

① 小規模な地方公共団体における活用促進

PPP/PFIは費用の削減だけでなく地域に資する多

¹ 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル、公営水力発電、工業用水道、自衛隊施設

図表2 (地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況(令和7年3月31日現在))



様な効果が期待される。

地方公共団体が実施するPFI事業は平成26年度末から令和6年度末までで件数及び実施団体数ともに増加が見られる(件数:415件→972件、実施団体数:228団体→465団体)。このように全国で活用が広がりつつある一方で、人口が少ない地方公共団体等ではいまだに浸透していないのが現状である。

例えば、令和6年度末時点で、人口20万人未満の市区町村においては半数近く、人口10万人未満の市区町村においては8割以上でPFI事業未実施となっており(図表2)、小規模な地方公共団体におけるPPP/PFI手法の活用促進が求められる。

令和7年には、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(以下「優先的検討指針」という。)の改定を行った。地方公共団体は優先的検討指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様なPPP/PFIの導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討するために優先的検討規程を定め、PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手続をまとめている。

この度の改定では、優先的検討規程の策定及び運用を、これまで人口「10万人以上」の地方公共団体に求めていたのに対して「5万人以上」にすることで、更なる導入促進を図るほか、優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記する等の改定を行った。あわせて民間資金等活用事業調査費補助事業の実施において、これまで対象事業の選定にあたって配慮される地方公共団体の人口が20万人未満だったところ、令和7年度(補正予算募集分)からは人口10万人未満を対象を絞る等の対応を行い、小規模地方公共団体のPFI事業導入促進を図っている。

こういった取組を通して、より多くの地方公共団体において、PPP/PFIの導入を検討していただき、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用される環境を構築していく。

②物価変動の影響への対応

物価高騰が顕著となっている状況における、事業リスクの高まりも課題として考えられる。PFIの特徴として、契約期間が長期にわたることが挙げられるが、事業者からは、物価の高騰を長期的に予測して契約段階で折り込むことが難しく、参入障壁となっているという声が寄せられている。

物価変動をよりの確に反映するためには、予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点前倒しにより労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映することや、契約締結後に受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等、適切な対応が求められる。内閣府としても、事業者の声を踏まえつつ、地方公共団体に対して繰り返し周知するとともに、ガイドライン等への反映を行ってきたところであり、引き続き必要な対応を行っていく。

おわりに

上述のとおり、昨今の厳しい財政状況、人手不足の現状においては、一層PPP/PFIの必要性が高まることが予想される。今後も幅広い地方公共団体の地域課題解決に向け、PPP/PFIの推進を図る取組を行ってまいりたい。

大久保 愛理 (おおくぼ あいり)

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての
経済財政諮問会議 (16)レオス・キャピタルワークス顧問
(元内閣府審議官)

前川 守

前号に続き、経済財政諮問会議の教訓から述べる。

(4) 公開性・透明性確保の重要性

① 制度設計時から重視されていた公開性・透明性

そもそも経済財政諮問会議が創設された2001年の中央省庁改革では、今後の行政の在り方として、公開性・透明性の向上が重視されていた。1997年12月の行政改革会議最終報告では冒頭の「行政改革の理念と目標」の箇所で、21世紀型行政システムの具体的な仕組みや特性の柱として、総合性・戦略性の確保、機動性の重視、効率性・簡素性の追求とならんで、透明性の確保が挙げられており、「行政が公正な政策判断を保つためには、その意思決定を透明かつ明確な責任の所在の下に行うことが必要不可欠である。」とされていた。

このように、公開性・透明性については制度設計段階から重視されていたが、その効果は以下に述べるように、予想以上に大きかった。竹中平蔵元経済財政政策担当大臣も、その著書（『日本経済に追い風が吹く』212頁、2025年、幻冬舎）で、「諮問会議での議論を透明化したこと、ある意味これが最も重要な改革だった。諮問会議が当時それなりの力を持ちえたのは、議事録を3日後に公開したからだ。表向きは議事要旨の公開としたが、実際には議事のほとんどすべてを公開した。」と述べておられる（ESR No.49 (5) ③ [2] iii) (三参照)。

② 経済財政諮問会議における具体的な公開性・透明性確保の方法

i) 会議開始と同時の会議資料の公開

諮問会議当日の会議開始の時刻に、内閣府の記者クラブに当日の会議資料を配布する。記者はその資料を読んで、会議終了後の経済財政政策担当大臣の記者会見の準備をする。また、資料は後刻内閣府のHPにも掲載する。

ii) 会議最後の総理発言のマスコミへの公開

諮問会議のマスコミへの公開は2時点で行われる。総理入室から会議冒頭の経済財政政策担当大臣の開始発言までの通称頭撮り（会議開始前からマスコミを会議室に入れ、総理の入室から、会議冒頭の司会者（経済財政政策担当大臣）の「これより会議を始めます。」という発言と、その後テレビカメラが出席者一同をざっと撮影する。実質的な審議は何も行われぬ。）と、会議の最後の総理発言である（その直前にマスコミを会議室に入室させる）。最後の総理発言には、いわゆる総理指示が行われる場合があるので、マスコミは注目している。

iii) 会議直後の経済財政政策担当大臣記者会見

時代により若干の変動はあるが、諮問会議直後の担当大臣の記者会見は、通常以下に行われる。

イ、会議中から事務方は、担当大臣が紹介すべき各大臣や民間議員の発言メモの作成を始める。

ロ、会議終了後諮問会議が行われた官邸の会議室に残り、担当の政策統括官も参加して大臣発言メモ案を作成する。なお、最後の総理発言はマスコミは直接聞いているので省略する。

ハ、政策統括官以下は内閣府に戻り、大臣室で、内閣府審議官場合によっては内閣府事務次官も参加して、大臣と大臣発言メモを検討して確定する。

ニ、内閣府記者会見室で、大臣から発言メモに沿って当日の諮問会議のポイントを説明。記者から、当日の配布資料も含めた質問を受ける。記者の関心が高いのは、各議員の発言の意味するところと、担当大臣及び総理の当該案件に関する考え方。

ホ、大臣退室後、担当政策統括官（通常は経済財政運営担当）から、各議員の発言を発言順序に沿って紹介する。大臣議員は、〇〇大臣という個別職名を出して紹介するが、民間議員については、「1人の民間議員、別の民間議員、ある民間議員」というように、発言者名は伏せて紹介する。この時は記者からの質問はほとんどない。

なお、官房長官以外の各議員は会議終了後退出の際に、官邸3階の玄関ロビーで官邸記者会の記者にぶら下がり取材を要望される場合がある。これに応じるかは各議員に任されており、自分の発言は紹介できるが、他の議員の発言は紹介できない（「経済財政諮問会議における情報の公開等に係る運営細則」第4条で規定されている）。

iv) 3営業日後の詳細な議事要旨公表

イ。諮問会議では別室で速記者が速記を取り、会議の翌日には速記録が内閣府事務方に届く。

ロ。内閣府は直ちに、出席大臣の所属省、日銀、民間議員4人、総理秘書官室、官房長官秘書官室に配布し、明確な言い間違い等最低限のチェックを依頼し、同時に速記録の話し言葉を議事要旨の書き言葉に修正する。

ハ。各省等の意見は、会議の翌々日には回収し、3日後に公表（内閣府HP掲載）。

ニ。このようにして、発言者名入りで、話し言葉を書き言葉にただけの実質的に議事録とほとんど変わらない議事要旨が公表され、会議でのやり取りが詳細にわかることになる。

v) 4年後の議事録公表

ESR No.35⑥ i) で述べたように、日銀金融政策決定会合に倣い、民間議員の任期2期分が経過した4年後¹に、全文起こしの議事録が公表されている。しかしながら、内容的には議事要旨と同じであるため、議事録はほとんど注目されていないのが実情である。他の機関では何年後かの公開であっても注目され報道されることがあることとの対比でいうと、諮問会議の場合はそれぐらい議事要旨が充実しているので議事録による新たな情報がないということなのである。

③公開性・透明性確保の効果

これは、諮問会議の議論の活性化と諮問会議による政策形成の高度化に、事前に想定されていたより数倍の効果があった。特に、議事要旨の効果が大きい。

諮問会議の議事要旨は、以下の点で画期的だった。

i) 発言者名を明記

ii) 議事録とほぼ同じ詳細な内容

iii) 会議後3営業日という超短期間で公表

従来常識では議事要旨というのは当該会議で概ねどういう内容が議論になったかがわかればよいという考えで作られており、「誰が何を言ったか」がわかると反対賛成を含めていろいろな干渉があるので、発言者名は明記せず、個々の発言ではなく内容は編集して記述するというものだった。公表のタイミングについても、このようにして作成した議事要旨案を次の会議に掛けて出席者の同意を取ってから次々回の会議で公表するというやり方が多かった。これでは例えば平均月1回開催している会議では、公表は2か月後になり関心は薄れてしまう。

それを諮問会議では、i) 発言者名は明記、ii) 明らかな間違いや会議の本筋に関係のない冗談話を除いて、発言内容は話し言葉を書き言葉にするだけ（＝主として語尾を転換する）、iii) 会議から3営業日後に公表、としたのだから、大変化である。諮問会議発足直後の2001年2月にこの公表方式を決めた当時の議員、特に民間議員の英断と度胸に感服する（なお、小泉総理・竹中経済財政政策担当大臣ではなく、その前の森総理・麻生経済財政政策担当大臣の時のことである）。3営業日後というのは前述のように、速記起こし⇒議事要旨案作成⇒発言者への確認、という作業の流れに鑑みれば、実務的にはこれ以上短縮できない限界の早さである。また3営業日後に公表しようとすれば、内容を編集する時間的余裕はなく、速記起こし文を最低限の修正で使うしかない。

このため、3営業日後には、誰が何をどのように諮問会議で発言したかが、広く世の中に明確にわかることになる。その効果は具体的には2つである。1つは露骨な既得権益擁護の発言は出来なくなることである。もう1つは、理屈のないごり押しの発言も出来ず、きちんとした理論的な理由や実例のある発言をしなければならないことである。これが諮問会議の建設的かつ段階的に高度化する議論に大きく貢献した。発言者名を明記して発言内容も詳細に公表するといろいろな干渉があるという心配も概ね杞憂となった。発言の背景となる理由も明記されているので、干渉されても理論的に説明できる。また万が一外部から干渉する場合でも理屈とともに言わなければならない。そうすればきちんとした議論になって、それはそれで建設的である。

このように諮問会議の詳細議事要旨の早期公表の果たした役割は、非常に大きなものであった。ここで強調しておきたいことは、公開性・透明性の強化は本来やりたくないが世の中の風潮に従ってやるという消極的対応ではなく、公開性・透明性の強化が、会議の議論の内容の高度化や実効性の向上に大きく資するので積極的に言うべきものであることが、わかったということである。

なお、「それならば諮問会議を実況中継すれば、もっと簡単に同じ効果があるのではないか」という意見があるかもしれないが、それは必ずしもそうではない。諮問会議で実況中継を一度した時の経験から言え

1 経済財政諮問会議運営規則第8条及び運営細則第3条に、「議事録は4年後公表」が規定されている。

ることである。政策金融改革の審議の時に2005年10月に4日間にわたり、政策金融改革対象8機関とユーザー団体等16機関を、民間議員4人と外部有識者3人でヒアリングを行ったのだが、対象機関の説明と質疑応答を全てウェブサイトで完全中継した（ESR No.44 (2)【第2期】②参照）。確かに理由なき既得権益の擁護は防止されたが、完全中継されていると、特に回答者側で中継を見ている者にどう思われるかという心配から、必ずしも本音の議論が出来ず建前の議論になってしまった面があった。万一間違った発言をした場合は議事要旨を修正できるという現行方式は、発言者に安心感を与え、建設的な審議に寄与するということがある。

9. 今後への期待

経済財政諮問会議も2001年1月6日の設立から、四半世紀25年が経過した。決して短い年月ではない。そこで、これまで論じてきたことを踏まえて、諮問会議が今後とも経済財政政策の司令塔として、その役割を果たしていくために、期待されると筆者が考えることを述べる。

それは、(1) 長期ビジョン策定による総合力、調整力、推進力の強化、(2) 各省の能力を連携させた政策の形成と実施のための諮問会議の活用、(3) 国民各界各層を包含した政策形成過程の構築、(4) 事務方より高度な専門能力の整備と海外を含めた説明力・対話力の強化、の4点である。

(1) 長期ビジョン策定による総合力、調整力、推進力の強化

政府の経済政策の司令塔機能の強化に大きく貢献した経済財政諮問会議の成果の代表が「骨太方針」であることは、自他共に認めるところである。毎年6月頃に策定される骨太方針に自らの望む施策を盛り込むべく、各省や与党は5月頃に各種提言を行うべくスケジュールを組んで検討する。これが慣例的に確定された我が国の経済に関する基本政策の策定方式であるが、その欠点は骨太方針は毎年定期的に策定され、内容的には翌年度予算に盛り込まれる施策が中心となるため、中長期的な政策形成指針力が弱いことである。

このことは、内閣府としても認識しており、以下のような中長期のビジョンが作成されていたが、いずれも骨太方針のように政府全体の指針の機能は果たせなかった。

i) 毎年の中期ビジョンの作成

小泉内閣では、2002年から毎年1月に「構造改革と経済財政の中期展望」という名称で、今後5年間の中期ビジョンが閣議決定された。安倍 I 内閣と福田内閣では「日本経済の進路と戦略」と名称を変えて策定された。麻生内閣では「経済財政の中長期方針と10年展望について」と、10年のビジョンとして策定された。なお、安倍 II 内閣の2013年以降は、同種の毎年の中期ビジョンは策定されなくなった。

ii) アドホックに策定された長期ビジョン

これまで3回策定され、いずれも専門調査会報告であり、閣議決定等はされていない。

(一)「日本21世紀ビジョン」、2005年4月、小泉内閣、専門調査会長香西泰内閣府経済社会総合研究所長（ESR No.41 (5) ③参照）、不良債権処理等の集中調整期間（2001～2004年度）終了後に、構造改革により実現される2030年の目指すべき姿を提示したものの。

(二)「構造変化と日本経済」、2008年7月、福田内閣、専門調査会長植田和男東大教授（現日銀総裁）、1990年代以降20年、ようやくバブル崩壊の負の遺産処理から抜け出たとして、今後10年のビジョンを提示したものの。

(三)「未来への選択」、2014年11月、安倍 II 内閣、専門調査会長三村明夫日商會頭、アベノミクスが目指す脱デフレ・経済財政のその先の、長期的な50年後の日本の未来像と、2020年頃までに取り組むべき課題を提示したものの。

この3つの長期ビジョンは、何れも作成方法や内容で工夫が凝らされていたが、その後諸般の事情から余り活用されることはなかった。(一)は、11名からなる専門調査会の下に、4つのワーキンググループを置き58名の委員というミニ経済審議会方式で作成された。委員は大学やシンクタンクの経済専門家と関係省庁の中級幹部クラスであり、かつての経済審議会のように経済界、労働界、マスコミといった各界の代表者はいなかった。郵政民営化の国会審議の直前に作成され、9月の郵政解散で与党が大勝したものの、小泉総理は2006年9月の自民党総裁任期切れとともに退陣されることを公表されており、活用されることはなかった。(二)は、経済学者、経済界、金融界、マスコミ等の12名の委員からなる専門調査会だけで作成した。策定後2か月強で福田内閣が退陣したこととリーマンショックが発生したこと等のため、活用されなかつ

た。(三)は、経済学者と経済界の委員9名の専門調査会の下に、経済学者と関係分野の専門家計29名からなる3つのワーキンググループを置いて作成された。7年9か月にわたる安倍Ⅱ内閣の2年目に策定されたが、安倍Ⅱ内閣は、三本の矢、新三本の矢、一億総活躍、働き方改革等の短期の政策を次々に打ち出すという政策運営であり、長期ビジョンは活用されなかった。

ところが、最近各方面から中長期的な総合ビジョン策定の必要性が提起されている。骨太方針2025でも第1章マクロ経済運営の基本的考え方、の最後で指摘されている。その趣旨を踏まえれば、以下のように考えられる。

すなわち、世界経済は、1980年代末の冷戦の終結と旧社会主義圏の市場経済化を受けて市場の調整力に大きな信頼を寄せる新自由主義が席卷し、グローバル化が進展し世界経済の成長の原動力となっていたが、近年になって経済格差拡大、気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化等の市場原理で解決できない課題の台頭や、保護主義や自国中心主義の動きの強まり等国際協調の形骸化から、新自由主義の限界が認識されるようになってきた。このような危機感から、法の支配に基づく自由で開かれた新たな国際秩序・ルール作り等の経済財政政策のパラダイムシフトが必要であり、世界を取り巻く新たな制約条件や要請に対応できる長期ビジョンが必要になっている。新自由主義の世界においては、理念型としては市場に任せておけば中長期的には全て上手くいくはずなので政府がすべきことは市場原理を阻害する要因を取り除くことであり、ビジョンを策定してそれに向けて誘導していくことは必要ない、とされていた。しかしながら市場原理で解決できない課題への対応が必要となれば、長期的に予想される世界の予測と、目指すべき世界の展望と、それを実現するための政策群の柱を一括して示すビジョンが必要になってくる。また新自由主義が通用しない世界での将来の不透明さが、年金・医療・介護や雇用等の生活の将来不安を国民の間に生み、それが足元の消費や投資の低迷につながっているのである。

そういう意味で、今後の我が国の経済社会についての長期ビジョンの策定が求められる。

長期ビジョンの検討に当たって、求められる重要条件は以下の4点である。

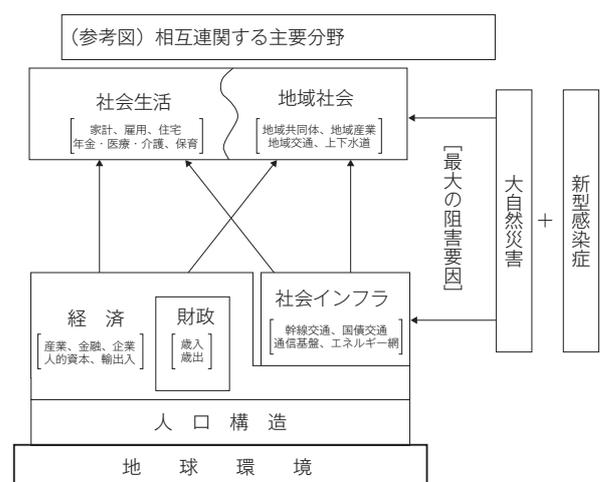
①各分野の相互関係を明確にした体系性

これまでの各種の長期ビジョンが実効性を持たな

かった大きな理由の1つは、各省等の策定主体が自らの所掌分野のことしか考えずに他分野との相互関係を考慮していなかったことがある。このため、前提条件や対象期間も違う分野ごとのビジョンがほとんど調整されることなく並列的に策定され、他分野の政策を活用できないとか、他分野に悪影響を与えるという、いわゆる縦割りの障害が発生したのである。特に長期になると相互関係からの相互作用の影響が大きくなるので、各分野間の関係を体系的に整合化したビジョンを構築する必要がある。

各分野間の体系的関係のイメージとしては、(参考図)のようなものを筆者は考えている。このようものを政府の各府省と国民が共有することが体系化の第1歩である。

(参考図)の説明をすると、主要分野としては、まず経済(産業、金融、企業、人的資本、輸出入等)分野がある。財政は重要だが経済分野に含まれる。経済分野の一部を基盤として社会インフラ分野がある。その内容は、国内の幹線交通、国際交通、情報通信基盤(光ファイバー、携帯基地局、海底ケーブル等)、エネルギー網(再生エネルギーも含めた発電所、送電網、ガス・石油パイプライン等)である。経済分野と社会インフラ分野を基礎として、国民生活に身近な社会生活分野(家計、雇用、住宅、年金・医療・介護、保育等)と地域社会分野(地域共同体、地域産業、地域交通、上下水道等)がある。この2つの分野は密接に絡まっている。矢印は各分野間の関係を示す。



(以下次号)

前川 守 (まえかわ まもる)

最近の ESRI 研究成果より

応用一般均衡モデルによる
国際間の排出量取引の分析内閣府経済社会総合研究所
上席主任研究官

鈴木 晋

内閣府経済社会総合研究所
主任研究官

野澤 郁代

はじめに

本稿では、ESRI Working Paperとして刊行した、武田・加藤・鈴木・野澤（2025）の概要を紹介する（以下、本研究という）。

2016年のパリ協定発効以降、世界各国において気候変動対策の強化が進みつつあり、積極的な温室効果ガス排出削減の取り組みが加速している。

各国は、自国の掲げる排出削減目標の達成に向け、カーボンプライシングをはじめとする様々な政策手段を導入しつつある。その中でも、排出量取引の活用は有力な選択肢の一つであると考えられる。排出量取引制度は、排出源間の限界削減費用の均等化を通じて、費用効率的な削減を実現するという経済的利点を有しており、実際に多くの国においてCO₂排出削減策として採用が進んでいる。

さらに、各国が個別に排出量取引制度を導入するだけでなく、これらの市場を相互にリンクさせることで、国際間における排出枠の取引が可能となる。このような国際間の排出量取引（international emissions trading、以下IET）の導入は、国境を越えた限界削減費用の均等化を促進することを通じて、1) 全ての参加国の厚生を上昇させるとともに、2) 参加国全体での排出削減費用の最小化に寄与する可能性がある。したがって、より小さい経済的負担（費用）で温暖化対策を進める方策として、IETの活用が有効であるとの議論が存在する。

本研究は、各国が掲げる2030年までの国別削減目標（Nationally Determined Contributions：NDCs）の達成に向け、IETの活用が各国の経済的負担に与える影響を明らかにすることを目的とする。具体的には、応用一般均衡（Computable General Equilibrium：

CGE）モデルを用いたシミュレーション分析により、IET導入による経済的効果を定量的に評価し、その政策的有効性について考察する。

ベンチマーク・データ

CGE分析では、ある基準年のデータの下で経済が均衡しているという前提で分析をおこなう。世界全体をカバーする多地域のCGEモデルでは、このベンチマーク・データにGTAPが提供するデータ（GTAPデータ）を利用するのが標準的であり、本研究でも論文発表時点でのGTAPデータの最新版であるGTAP 11を利用する。このGTAP 11データは2017年のデータであり、2017年がシミュレーションの基準年となる。オリジナルのGTAP 11データでは、世界は141地域、65部門に分割されているが、本研究ではこれを13地域、10部門に統合した上で利用している。

モデルの概要

本研究では、13地域・10部門から構成される逐次動学型CGEモデルを用いる。逐次動学とは、静学モデルを逐次的に（繰り返し）解くことで経済の動態を分析する手法であり、前向き（forward-looking）な期待形成や動学的最適化行動は考慮されない。

分析のシナリオ

分析では、パリ協定下における各国の削減目標（NDCs）の達成に向けて、IETが経済的負担をいかに緩和するかを検討し、特に厚生とGDPという二つの指標への影響に焦点を当てた。

①排出規制なし、②IETなしの規制あり（No_IET）、③先進国間でIET導入（IET_dev）、④全世界でIET導入（IET_wld）の4つの基本シナリオに加え、参加国の構成が異なる複数の派生シナリオも考慮した。

分析結果

分析の結果、以下の知見が得られた。第一に、IETの導入は参加国の多くにおいて厚生の上昇をもたらすことが確認できた（図表1）。第二に、IETに参加することで、排出枠を輸入する国ではGDPが上昇し、排出枠を輸出する国ではGDPが低下する傾向が観察された（図表2）。第三に、IETの参加国構成の変化

による影響は、IETに参加しない国が排出枠の輸入国か、輸出国かによって大きく異なることが明らかとなった。具体的には、排出枠の輸入国が参加しない場合、残留する他の参加国のGDPは上昇し、排出枠の輸出国が参加しない場合には、残留国のGDPは低下する傾向が確認された（図表2）。厚生に関しても、輸入国が参加しない場合、他の輸入国の厚生は上昇し、輸出国の厚生は低下する一方、輸出国が参加しない場合には、他の輸出国の厚生は上昇し、輸入国の厚生は低下する傾向が見られた（図表1）。

図表1 厚生への影響

	No_IET	No_IETからの変化	
		IET_dev	IET_wld
日本	▲0.52	0.06	0.42
米国	▲0.32	0.08	0.10
EU	▲1.68	0.49	1.32
その他北米	▲0.65	0.12	0.19
その他欧州	▲0.04	0.36	▲0.00
ロシア	▲1.13	0.08	1.51
中国	▲0.02	0.03	0.27
インド	▲0.14	0.01	0.00
その他アジア太平洋	▲0.18	0.07	0.16
中南米	▲0.72	0.05	0.33
中東	▲1.99	0.20	2.09
その他ユーラシア地域	▲0.64	0.23	1.64
アフリカ	▲1.18	0.31	0.41
世界全体	▲0.52	0.15	0.41

図表2 実質GDPへの影響

	No_IET	No_IETからの変化	
		IET_dev	IET_wld
日本	▲0.55	0.11	0.49
米国	▲0.30	▲0.08	0.18
EU	▲1.47	0.84	1.34
その他北米	▲0.49	▲0.23	0.29
その他欧州	0.02	▲0.47	▲0.10
ロシア	▲0.14	0.02	▲0.00
中国	0.03	0.00	▲0.20
インド	▲0.79	▲0.01	0.25
その他アジア太平洋	▲0.09	0.01	▲0.02
中南米	▲0.53	0.01	0.37
中東	▲0.22	0.04	0.61
その他ユーラシア地域	0.11	0.02	0.21
アフリカ	▲0.38	0.10	0.21
世界全体	▲0.41	0.08	0.27

全て2030年時点での値。No_IETの数値の単位は%。
薄緑のセルはIETへの参加国を表す。
No_IET: 排出規制を行うがIETがない場合（排出規制なしのBAU均衡からの変化）、IET_dev: 先進国間でIETを行うケース、IET_wld: 世界全体でIETを行うケース

第四に、日本に関しては、IETに参加することで厚生、GDPともにプラスの影響を受ける可能性が高いことが示された。とりわけ、世界全体でIETが実施されるシナリオでは、日本は大量の排出枠を購入できるため、排出規制に伴う経済的負担を大幅に軽減できることが確認された（図表3）。

図表3 日本への影響

	No_IET	No_IETからの変化	
		IET_dev	IET_wld
CO2(MtCO2)	670.95	26.80	146.87
炭素価格（ドル/トン）	156.96	▲31.33	▲122.61
厚生	▲0.52	0.06	0.42
GDP	▲0.55	0.11	0.49
民間消費	▲0.63	0.07	0.48
政府消費	0.00	0.00	0.00
投資	0.14	▲0.03	▲0.11
輸出	▲0.47	0.13	0.40
輸入	0.41	▲0.06	▲0.27

おわりに

本研究は、IETの経済的便益が参加国の構成や制度設計によって大きく変動することを示すとともに、厚生とGDPという二つの指標が全く異なる動きを示す場合があることを明らかにした。よって、IETの政策的評価にあたっては、いずれの指標を重視するかに対する十分な検討が不可欠である。

参考文献

武田史郎・加藤真也・鈴木晋・野澤郁代(2025)「応用一般均衡モデルによる国際間の排出量取引の分析」ESRI New Working Paper No.76.

鈴木 晋（すずき すすむ）

野澤 郁代（のざわ かよ）

最近のESRI研究成果より

汚染調整済経済成長率の
新たな試算

内閣府経済社会総合研究所
研究官

吉本 尚史

はじめに

現在、気候変動に対する取組の在り方が国際的な議論となっている。我が国でも脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められており、環境と経済の関係を「見える化」することが求められている。

この環境と経済の関係を「見える化」する取組として、経済社会総合研究所では、OECDの「汚染調整済経済成長率」の枠組みに基づき2022年8月に我が国における汚染調整済経済成長率（Pollution-adjusted GDP growth）を公表した。

その後、2023年11月にOECDが「汚染調整済経済成長率」の最新の分析結果を公表してことを受け、新たな試算を2024年2月に、そして推計対象の期間を延長した結果を2025年7月に公表している。

本稿では、OECDの最新の分析結果における変更点と、それを受けた我が国の汚染調整済経済成長率の推計結果を紹介する。

1. OECDによる汚染調整済経済成長率の試算結果

OECDの汚染調整済経済成長率に関する研究はCárdenas Rodríguez et al. (2018) 及びCárdenas Rodríguez et al. (2023) で整理されている（以降OECD (2018) 及びOECD (2023) と言及する）。OECDの分析結果の比較は図表1のとおりである。

図表1 OECD (2018) とOECD (2023) の分析に関する比較

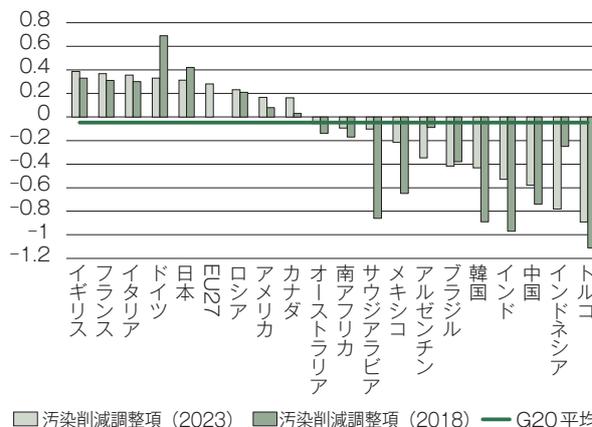
	分析期間	対象国	自然資本	大気排出物	汚染削減調整項の推計に用いる大気排出物
OECD (2018)	1991 - 2013	46か国	再生不能自然資本のみ	8種	CO ₂ 、CH ₄ 、NMVOC
OECD (2023)	1996 - 2018	52か国	再生不能自然資本+再生可能自然資本	12種	CO ₂ 、N ₂ O、NMVOC、SF ₆

重要な点は、推計に利用する物質の変更である。両

者の分析では、統計的なテストの結果に基づき、温室効果ガス等の削減努力をとらえる汚染削減調整項の推計に考慮する物質を決定する。OECD (2018) の回帰分析の結果では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄) 及び非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC) の3物質で経済成長との相関関係が統計的に有意となったため、これらの3物質の弾性値に基づいて推計を行っている。これに対して、OECD (2023) で統計的に有意となった物質は、二酸化炭素 (CO₂)、一酸化二窒素 (N₂O)、非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC) 及び六フッ化硫黄 (SF₆) となり、これら4物質に基づいて推計をしている。

汚染調整済経済成長率は、経済成長率（GDP成長率）に汚染削減の努力を評価した「汚染削減調整項」を加算することで定義されるが、その「汚染削減調整項」についてOECD (2018) とOECD (2023) を比較したものが図表2である。

図表2 G20メンバーの「汚染削減調整項」の推計結果比較



この結果をみると、試算の対象となる物質が変更になったものの、日本はG20の中で、引き続き上位層に位置付けられる結果となっている。

2. 我が国の汚染調整済経済成長率の試算

我が国の汚染調整済経済成長率については内閣府(2022)の試算以降、OECD (2023)の結果を踏まえて、松多他(2024)は一国全体については1995年から2021年を、産業別については1995年から2020年までを対象とした試算を行っている。その後、菱山他(2025)で、対象期間を一国計については1995年から2022年へと、産業別については1995年から2021年延

長した試算を行っている。ここでは主に菱山他(2025)に基づき、一国計についての我が国の汚染調整経済成長率の試算結果を紹介する。なお、松多他(2024)及び菱山他(2025)ともに汚染削減調整項を推計するための弾性値はOECD(2023)の値を用いている。

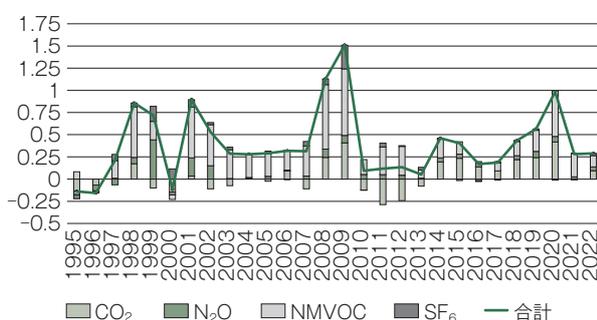
図表3 我が国の汚染調整経済成長率試算の結果比較

単位: %, %pt	2022年推計	2023年推計	2025年推計
推計期間	1995-2018	1995-2021	1995-2022
汚染調整経済成長率	1.32	1.06	1.13
実質GDP成長率	0.85	0.66	0.73
汚染削減調整項(計)	0.46	0.39	0.40
汚染削減調整項CO ₂	0.01	0.04	0.04
汚染削減調整項N ₂ O	-	0.05	0.05
汚染削減調整項CH ₄	0.31	-	-
汚染削減調整項NMVOC	0.14	0.27	0.27
汚染削減調整項SF ₆	-	0.04	0.04

図表3は我が国の汚染調整経済成長率の試算結果である。特に2025年の試算結果を見てみると、1995年から2022年の実質GDP成長率(年平均)は0.73%であり、この実質GDP成長率について、汚染削減調整項が0.40%ポイント押し上げた結果、汚染調整経済成長率は両者を加えた1.13%となっている。また温室効果ガスや大気汚染物質の削減努力を評価した「汚染削減調整項」の内訳をみると、NMVOCの寄与が0.27%と最も大きく、次いでN₂Oの寄与が0.05%となっている。

次に、時系列で汚染削減調整項を整理したものが図表4である。

図表4 汚染削減調整項の内訳の推移



図表4が示す通り、NMVOCやN₂Oが多くの期間でプラスの寄与となっており、さらに2014年以降はこれらの物質に加えてCO₂がプラスの寄与となっている。このことから特にCO₂について、2014年以降は、経済成長と二酸化炭素の減少が同時に達成されてお

り、デカップリングが実現されているといえる。そして、2020年においては新型コロナウイルス感染症の流行で経済成長率による経済活動の落ち込みと二酸化炭素排出量の減少が同時に観測されるが、2021年以降の新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により、経済成長率が上昇する期間においても二酸化炭素排出量は横ばいないし減少で推移していることから、デカップリングの基調は継続していると評価できる。

おわりに

我が国のOECD(2023)の新しい分析結果を踏まえた試算でも、我が国の汚染削減に向けた努力はG20の中でも上位に位置付けられており、また経済成長と二酸化炭素の減少を同時に達成するデカップリングがコロナ以降も観測されるなど、環境への取り組みへの効果は非常に頑健であると評価することができる。今後はOECD(2023)の分析と同様、自然資本投入を考慮した分析へと拡張することで、より包括的に環境を考慮した経済への影響を補足していくことができるよう研究を発展させることが重要である。

Cárdenas Rodríguez, et. al. (2018), "Environmentally adjusted multifactor productivity: Methodology and empirical results for OECD and G20 countries," *OECD Green Growth Papers*, No. 2018/02, OECD Publishing, Paris.

Cárdenas Rodríguez, et. al. (2023), "Environmentally adjusted multifactor productivity: Accounting for renewable natural resources and ecosystem services," *OECD Green Growth Papers*, 2023-01, OECD Publishing, Paris.

内閣府経済社会総合研究所(2022)『環境要因を考慮した統計・指標について』, 研究会報告書等 No.87.

松多秀一・吉本尚史・高橋樹生・酒巻哲朗(2024)『汚染調整経済成長率等の新たな試算について』, ESRI Research Note No.80, 内閣府経済社会総合研究所.

菱山大・木滝秀彰・吉本尚史・酒巻哲朗(2025)『汚染調整経済成長率等の延長試算について』, ESRI Research Note.94, 内閣府経済社会総合研究所.

吉本 尚史 (よしもとなおふみ)

令和8年4月～5月の統計公表予定

(令和8年)

4月 7日 (火)	景気動向指数速報 (2月分)	5月 12日 (火)	景気動向指数速報 (3月分)
4月 8日 (水)	景気ウォッチャー調査 (3月調査)	5月 13日 (水)	景気ウォッチャー調査 (4月調査)
4月 9日 (木)	消費動向調査 (3月分)	5月 19日 (火)	四半期別GDP速報 (2026年1-3月期 (1次速報))
4月 15日 (水)	機械受注統計調査 (2月分)	5月 29日 (金)	消費動向調査 (5月分)
4月 30日 (木)	消費動向調査 (4月分)	5月下旬	景気動向指数改訂状況 (3月分)
4月下旬	景気動向指数改訂状況 (2月分)		
4月末	地方公共団体消費状況等調査 (2025年12月末時点現計予算 額及び2025年7-9月期収入・ 支出済額)		

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績 (令和7年11月～令和8年2月)

(令和8年)

【1月】

- ・ ESRI Discussion Paper No.405
Divorce and Loss of Marital Gains from the Division of Labor: Evidence from a Pension Reform in Japan
濱秋純哉、小川禎友

経済社会総合研究所主催のシンポジウム・フォーラム開催実績
(令和7年11月～令和8年2月)

第93回 ESRI- 政策フォーラム

「賃金上昇の持続性と個人消費の回復に向けた課題—令和7年度経済財政白書から」

開催日時 令和7年11月 7日 (金) 10:30～12:00

冒頭説明

武藤 裕雄 内閣府 政策統括官 (経済財政分析担当) 付参事官補佐 (総括担当)

パネリスト

神林 龍 武蔵大学 経済学部教授
山田 知明 明治大学 商学部教授
内閣府 経済社会総合研究所 客員主任研究官
松下 東子 株式会社 地域みらいブレインリンク 地域創生コンサルティング部長
(株式会社野村総合研究所より出向)

モデレーター

多田 洋介 内閣府 経済社会総合研究所総括政策研究官
(前 内閣府 政策統括官 (経済財政分析担当) 付参事官 (総括担当))

第94回 ESRI- 政策フォーラム

「世界で活躍する内閣府エコノミストが語る「景気懇談会2026」」

開催日時 令和8年 2月26日 (木) 14:00～15:20

パネリスト

権田 直 OECD 日本政府代表部参事官
加藤 翔一 ジェトロニューヨーク事務所調査担当ディレクター
森下 之博 前・在中国日本国大使館一等書記官
(内閣府 沖縄振興局沖縄科学技術大学院大学室長)
中川 藍 在タイ王国日本国大使館一等書記官
成澤 優拓 在ロシア日本国大使館一等書記官

モデレーター

多田 洋介 内閣府 経済社会総合研究所総括政策研究官



Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。

なお、本紙の掲載論文等は、全て個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所、所属組織の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書は執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所 (ESRI) 総務部総務課ESR編集事務局
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL 03-6257-1615
ホームページバックナンバー: <https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/esr/backnumber.html>